

公的研究費の不正使用に関する調査結果について

1 調査に至る経緯

令和 7 年 11 月 21 日に本学元教員（調査対象者）から本学連携推進課研究支援担当宛てに取引業者への預け金がある旨の申告があった。連携推進課研究支援担当において、令和 7 年 11 月 25 日に当該取引業者に照会したところ、令和 7 年 11 月 28 日に預け金の存在を認める回答があった。令和 7 年 11 月 28 日付で、本学が設置する不正に関する申し立て窓口に対して、公的研究費の不正使用に関する申し立てが本学連携推進課研究支援担当から提出され、令和 7 年 11 月 28 日付で受理した。

国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程（以下「規程」という。）に基づき予備調査を実施し、令和 7 年 12 月 26 日に本調査の実施を決定した。

2 調査体制

調査委員会（学内委員 2 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置。

＜調査委員会の構成＞

委員長 相部 保美	理事（教育・研究総括担当）・副学長（令和 8 年 3 月まで）
清水 紀宏	理事（教育・研究総括担当）・副学長（令和 8 年 4 月から）
委員 大内 毅	副学長（評価・IR 担当）※ 職名は、現在のもの
委員 林 誠	弁護士
委員 竹之内 高司	公認会計士

3 調査内容

（1）調査期間

令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 6 月 10 日（水）

（2）調査対象者

元 教育学部 英語教育講座 教授 古賀 元章（平成 28 年 3 月 31 日付退職）

（3）調査対象経費

平成 26 年度 科学研究費助成事業
平成 26 年度 大学運営経費（教育研究費）

4 調査方法

- ・財務関係書類の確認
- ・調査対象者及び調査対象業者からの聞き取り（ヒアリング）調査 等

5 調査結果

(1) 不正等の種別

- ・預け金

(2) 不正等の具体的な内容

1) 動機・背景

調査対象者は、調査対象業者に支払われた資金の性質が預け金であることを認め、その動機について、調査対象者が取り組んでいた T.S. エリオットの「東洋哲学ノート」の研究（以下「本件研究」という。）を本学退職後も継続する予定であったところ、当時、すでに本学の退職が迫っていたことから、「安全な保管場所」として、本学退職後の本件研究の費用（成果物の印刷費用など）に充てるための資金を確保する目的であったと説明する。このような調査対象者の説明は、調査対象業者代表者の事情聴取において、調査対象業者が支払われた資金を預り金として管理していたと回答したこと、本件調査が、調査対象者より「科研費に残額がある」、「お金を預けている」等の申告があったことを契機とすることと整合し信用できるため、以上を不正等の動機、背景と認定した。

2) 手法

調査対象者は、平成 27 年 2 月 27 日頃、調査対象業者の担当者に対し、「すぐに発注する」、「先に請求書類を作成してくれないか」などと申し向け、真実は、調査対象業者は請求書類作成時点で英文校正業務の役務を完成していなかったにもかかわらず、「契約に基づく修繕・役務を完成した」旨の内容虚偽の記載をした完了通知書（以下「本件完了通知書」という。）を調査対象業者に作成させ、平成 27 年 3 月 2 日、これと整合する内容の請求書・見積書などとともに本件完了通知書を本学に提出し（あるいは、調査対象業者をして提出させ）、本学に平成 26 年度科学研究費助成事業にかかる正当な英文校正業務の役務が完成したものと誤信させ、平成 27 年 3 月 13 日、調査対象業者に 338,732 円を支払わせる手法で、同額の預け金を作出した。なお、以上については、財務関係書類のほか、調査対象業者代表者への書面照会結果、事情聴取結果、調査対象業者から提出された関係資料（メモ）の書面調査から認定した。

また、大学運営経費である平成 26 年度教育研究費から、調査対象者の研究にかかる英文校正業務の役務完成の対価として、平成 27 年 3 月 30 日、上記科学研究費助成事業での疑義に係る調査対象業者と同一の業者に 195,845 円が支払われている。当該支払については、支払通知書以外の財務関係書類は調査開始時点で保管期間満了のため、本学に保管されていなかった。しかし、調査対象業者代表者は、これについても同様の預け金であったと説明し、調査対象業者より提出された関係資料（メモ）において、これについても上記 338,732 円と合算して預け金として管理されていた記載がある。そこで、支払先の同一性、支払対象役務の共通性、支払時期の近接性も踏まえ、これについても同様の手法による不正があったものと認定した。

3) 不正等に支出された競争的研究費等の額

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者
科学研究費助成事業	338,732 円	平成 26 年度	1 人 ※本人のみ
大学運営経費（教育研究費）	195,845 円	平成 26 年度	1 人 ※本人のみ
計	534,577 円		

4) 私的流用の有無

不正等に支出された 534,577 円のうち 511,400 円については、調査対象業者が預り金として分別管理し、本学への速やかな全額の返還に同意していることから、私的流用はなかった。一部費消額 23,177 円についても、本学の適正な手続きを経ることなく支出されたものではあるが、英文校正費用に充てられた事実は認定でき、調査対象者が研究とは無関係な個人の利益を得るための支出に流用したものとは認定できないため、私的流用はなかったものと結論づけた。

(3) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

規程第 2 条 2 号柱書きによれば、不正行為とは、規程第 2 条 2 号に掲げる研究活動上の行為をいうとされているところ、同号ホは「研究費（運営費交付金等の基盤的経費、授業料、競争的資金、委託費、補助金、寄附金等を財源とする法人で受け入れる全ての研究資金をいう。以下同じ。）の不正使用をすること」を不正行為の一つとして掲げている。本学発行の「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」においても、預け金（業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないのに、納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるもの。）は、研究費の不正使用の典型例として挙げられている。

そして、本件で、調査対象者は、前記 5（2）1）記載の動機で、前記 5（2）2）記載の手法により預け金を作出しており、これは上述の研究費の不正使用の典型例として挙げられる預け金そのものである。なお、調査対象者は、預け金を作出することが研究費の不正使用にあたることなどを説明した「平成 26 年度福岡教育大学コンプライアンス教育」を受講し、「平成 26 年度科学研究費助成事業 経費執行等に関する説明会」にも参加するなどしており、当時、これが研究費の不正使用に該当するものであることを認識していたものといえる（なお、調査対象者も、当時、業務完了後でなければ大学から業者へ支払いができないという会計上のルールを理解していたことは否定していない。）。

よって、調査を踏まえ、本学として、調査対象者が、平成 26 年度科学研究費助成事業から 338,732 円、平成 26 年度大学運営経費（教育研究費）から 195,845 円の計 534,577 円を、故意に調査対象業者に架空請求させ、預け金を作出する研究費の不正使用を行ったと判断した。

6 不正等の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

1) 調査対象者の倫理観の欠如

調査対象者は、預け金を作出することが研究費の不正使用にあたることなどを説明した「平成 26 年度福岡教育大学コンプライアンス教育」を受講し、「平成 26 年度科学研究費助成事業 経費執行等に関する説明会」に参加するなどしており、預け金が研究費の不正使用にあたることを認識しながら、本学を退職後も継続する本件研究の費用（成果物としての冊子の印刷費用など）に充てるための資金を確保する目的で、詳しい事情を知らない調査対象業者に完了通知書等の作成の協力を求め、安易に不正に及んでおり、研究費の不正使用に対する倫理観が欠如していたことが不正の主たる要因である。

2) 検収の形骸化

調査対象業者が作成し本学に提出された完了通知書に財務企画課の検収印、調査対象者の確認印はあるものの、61,309 単語もの英文校正の成果物（校正後の原稿）を財務企画課が実際に確認したかどうかは記録上定かではなく、調査対象業者が当該英文校正業務を一切行っていない旨説明していることを踏まえれば、少なくとも当時の財務企画課による検収も形骸化していたものと認めざるを得ない。

(2) 再発防止策

事案発生から現在まで構成員の意識向上と浸透を図る取組、役務提供の会計手続きの周知等を実施してきているが、今後は、コンプライアンス教育及び啓発活動に今回の事例を具体例として示し、一層の意識向上に努める。

現在、支払処理時には「見積書・納品書（完了通知書）・請求書」に加え「内容が確認できる書類」を必須書類としており、すべての書類が揃っている場合に支払いを行っている。

なお、上記の「内容が確認できる書類を必須書類としていること」については、令和 4 年に作成した「物品購入・役務提供等に係る会計手続きガイド」に明記しており、教職員グループウェアに掲載するとともに「科学研究費助成事業 経費執行等に関する説明会」においても周知している。

以上のことから、現在は当時より検収体制を強化しており、引き続き、適切な検収を実施する。

7 調査対象者等への措置の内容

調査対象者は、現在本学に在籍しておらず、本学において処分を行うことはできない。不正使用額等を調査対象者及び調査対象業者から返還させる措置を講ずる。

以上